

お知らせ

任意着手方式による余裕期間制度の試行について

越谷市では、建設資材の調達、建設労働者の確保を計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、以下のとおり試行することとしましたのでお知らせします。

1. 制度の概要

余裕期間とは、契約締結日から工事着工日前日までの期間をいいます。市は、実際の工事期間の前に全体工期（契約締結日から工期末日まで）の30%を超えず、120日（土・日・祝日を含む）以内で、工事着工期限を定め、特記仕様書及び入札公告等に明記します。

受注者は、契約締結日から工事着工期限までの期間に任意の工事着工日を設定できます。

2. 対象工事

債務負担行為が設定されている工事や余裕期間を設定したことにより全体事業計画に影響を及ぼさない工事であることなど、諸事情を総合的に判断し、工事発注課が必要に応じて対象とします。

3. 利用要領

(1)余裕期間の設定

余裕期間設定工事であることについては入札公告、入札に係る諸条件等に、また、工事着工期限については特記仕様書に工事ごとに明記します。

【入札公告及び入札に係る諸条件記載例】

「※本案件は余裕期間制度適用対象案件となる。詳細は特記仕様書による。」

(2)余裕期間の利用

- ①対象案件の落札者は着工日の前日までに、着工届を契約担当課に提出してください。
- ②工事着工日を、休日（越谷市の休日を定める条例第2条各号に規定する休日をいう。）に設定することができません。

(3)工事費の積算

工事費の積算は、契約締結後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行い、余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行いません。

(4)契約書類等

- ①工事請負契約書に記載する工期は全体工期（契約締結日から工期末日まで）としま

す。

②コリnz、工程表に記載する工期は、実工期（工事開始日から工期末日まで）とします。

③契約保証期間は、全体工期（契約締結日から工期末日まで）とします。

④前払金及び中間前払金については越谷市前金払取扱要綱、越谷市中間前金払取扱要綱、及び越谷市建設工事請負契約約款のとおり、契約締結日以降に請求することができます。

(5)経費の負担

余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担となります。

(6)余裕期間内の取扱い

①主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置は必要ありません。

②当該工事現場の管理は、市の責任において行います。

③測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事の着手はできません。

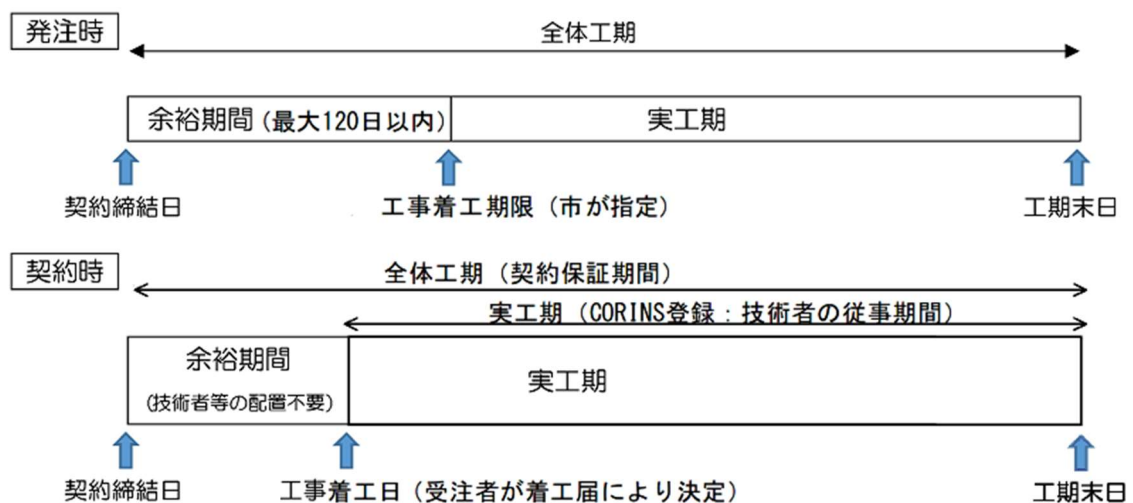
なお、現場に搬入しない建設資材の調達、労働力の確保等の工事のための準備については、受注者の責により行うことができます。

余裕期間設定工事のイメージ

【通常工事の場合】



【余裕期間設定工事の場合】



問い合わせ先：越谷市総務部契約課

電話番号：048-963-9131

余裕期間制度に係る特記仕様書（記載例）

第1条 主任技術者等の専任期間等

契約締結日の翌日から実工期の開始日までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。

第2条 実工期

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着工期限までの間で、受注者は工事の開始日を任意に設定することができる。

なお、受注者は、別添の着工届により、工事の開始日を通知すること。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等、工事の着工を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- 2 契約締結後において、工事の開始日に変更が生じた場合は、監督員と協議の上、工事に着工することができるものとする。
- 3 工事着工期限：令和■年■月■日

第3条 CORINSへの登録

コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、実工期とする。（余裕期間を含まないことに留意する。）

第4条 その他

- 1 別添の着工届、越谷市建設工事執行規則第10条に定める工程表、越谷市建設工事請負契約約款第10条第1項に基づく現場代理人等通知書及び経歴書については、工事着工日の前日までに提出しなければならないこと
- 2 受注者が余裕期間の利用を選択することにより経費が生じる場合には、受注者がこれを負担しなければならないこと。